
平成22年度厚生労働省税制改正 主要事項の概要

平成21年12月



問い合わせ先：
社会保障担当参事官室 政策第二係
山田章平、中村彩子
(代) 03-5253-1111 (内線7693)
労働政策担当参事官室 企画第二係
長良健二、桐石邦生
(代) 03-5253-1111 (内線7992)

目次

マニフェスト関係の主要事項等

1 子ども手当の創設

- 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 ひとり親家庭への支援策の充実

- 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大

- 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4 健康増進の観点からのたばこ税の引上げ

- たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ・・・ 4

その他の要望事項のうち主なもの

1 地域医療の再生に向けて

- 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長・・・・・・・・・・ 5

2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進

- 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充・・・・ 6

3 健康で暮らせる社会の実現に向けて

- 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

- 確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

5 障害者の自立支援の推進

- 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設（所得税、個人住民税等）

内容

子ども手当について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税とするとともに、子ども手当を受ける権利の差押を禁止することとされた。

児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充（所得税、個人住民税等）

内容

父子家庭の父等に対し児童扶養手当を支給及び児童扶養手当の受給開始後5年を経過した者等への一部支給停止措置の廃止が検討されており、実現した場合、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

【児童扶養手当制度の概要】

- 母子家庭の母等に対して支給
 - ・児童1人の場合（全部支給）41,720円（一部支給）41,710円から9,850円
 - ・児童2人以上の加算額（2人目）5,000円（3人目以降）1人につき3,000円
- 平成21年度予算額 1,600億円
- 費用負担 国 … 1/3 都道府県、市等 … 2/3
- 受給者数 約97万人(平成20年度末概数値)

「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設（所得税、個人住民税等）

内容

民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（「連立政権樹立に当たっての政策合意」（2009年9月9日）においても同旨。）ことを踏まえ、平成23年度の制度創設に向けて、法的な措置も含めて労働政策審議会において検討し、この検討結果を踏まえて、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

これまでの施策等

- 労使及び各党の提案を踏まえ、新たな雇用のセーフティネットとして、「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）を創設。（平成21年度補正予算で措置（平成22年度末まで継続））
- 雇用保険を受給できない方を対象として、職業訓練と「訓練・生活支援給付」を実施（給付は月10万円（扶養親族のある方は12万円）、必要な方に貸付も実施（月8万円を上限））

民主党マニフェスト

職業訓練期間中に、月額10万円の手当（能力開発手当）を支給する「求職者支援制度」を創設する。
※工程表では平成23年度に創設

「連立政権樹立に当たっての政策合意」

- 職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する。

上記の内容を踏まえ、「求職者支援制度」について検討を進める。

雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置（所得税、個人住民税等）

内容

失業等給付については全て非課税にされているが、現在、雇用保険制度のあり方について労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行っており、この検討結果を踏まえて、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ（たばこ税、地方たばこ税）

内容

たばこ1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）
主要なたばこの価格は1箱400円

400円に引き上げた場合の男性喫煙率の推計

男性喫煙率 35.3～28.1%（H20:36.8%）

推計方法:2010年1月1日にたばこ税を引上げた場合における、2012年における平均喫煙率の推計である。
推計にあたっては、価格要因及び価格以外の要因を考慮して推計している。

出典:厚生労働科学研究「各種禁煙対策の経済影響の研究」
H20の喫煙率は、「平成20年国民健康・栄養調査」

平成22年度税制改正大綱(抄)

『たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造業者等に及ぼす影響を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。』

喫煙の減少により、国民の健康増進に資する効果が期待される。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

たばこの価格政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

○ 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、価格政策を実施すること。（第6条）

日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効。（締約国数:167カ国（平成21年10月現在）。）

健康日本21（運動期間:2000～2012）

○ 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。

○ 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識に向上及び取組を促す。

【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

○ 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。

【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

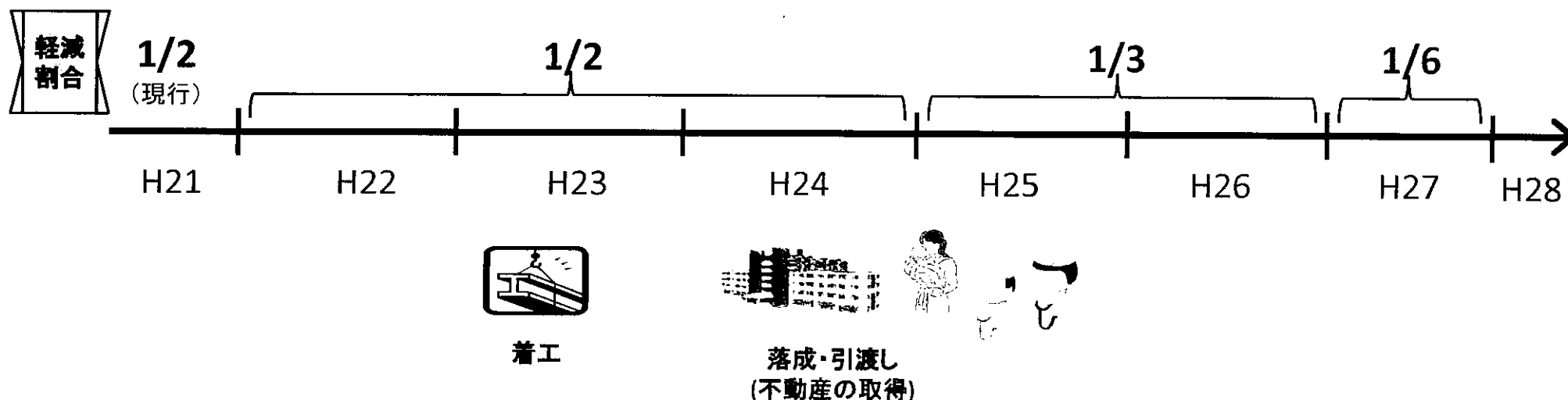
周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長（不動産取得税）

内容

周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長（控除割合は段階的に縮減）の上、廃止することとされた。

○ 本特例措置については、できるだけ早期の施設整備を促すインセンティブ効果を高めるため、新サンセット方式が導入され、控除割合は次のとおり段階的に縮減することとされた。

- 平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1
- 平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1



障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充

(所得税、法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)

内容

障害者雇用促進法の改正により、短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)に障害者雇用率制度の適用が拡大されることに伴い、税制上の特例においても適用要件の算定に当たり短時間労働者を加えることとされた。

法改正内容

短時間労働に対応した雇用率制度の見直し

障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、短時間労働者(週20時間以上30時間未満)を追加

税制上の特例

対象となる障害者等の範囲に短時間労働者(週20時間以上30時間未満)を追加

対象税制

- ・障害者を雇用する場合の機械等の割増償却(所得税、法人税、法人住民税、法人事業税)
- ・心身障害者等を多数雇用する事業主に係る不動産取得税の減額及び固定資産税の課税標準の特例
- ・心身障害者を多数雇用する事業所に係る事業所税(資産割)の課税標準の特例
- ・障害者の「働く場」に対する発注促進税制(所得税、法人税、法人住民税、法人事業税)

試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除（所得税、法人税）

内容

試験研究費の増加額に係る税額控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限を2年間延長することとされた。

上乗せ
(時限措置部分)

増加型
(平成23年度迄)

控除額 = 試験研究費の増加額 × 5%

増加額 = 前3事業年度の平均試験研究費からの増加額
ただし、前2年度中の多い額より試験研究費が増加していることが条件



高水準型
(平成23年度迄)

控除額 = 売上高の10%を超える試験研究費の額 × 控除率

○控除率 = $(\text{試験研究費} / \text{売上高} - 0.1) \times 0.2$

税額控除額は、法人税額 × 10%まで
(控除限度額)

本体
(恒久化部分)

+

総額型

控除額 = 試験研究費 × 8% ~ 10%

中小企業及び産学官連携は、一律12%

+

税額控除額は法人税額 × 20%まで
(控除限度額※)

※ 控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能。

平成21年度及び22年度の超過部分については、平成24年度まで繰越し可能

平成21年度及び22年度分については、30%まで

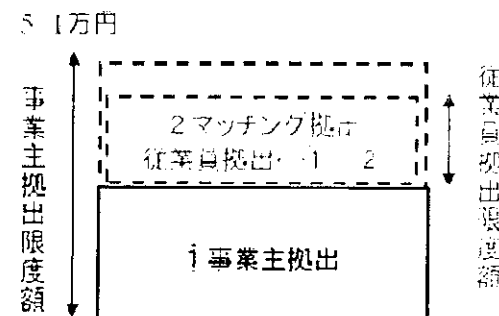
内容

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金において企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の所得控除の適用、中途引き出し要件の緩和、資格喪失年齢の引上げの措置を講ずることとされた。

1. 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の所得控除の適用

企業型の確定拠出年金における事業主の掛金拠出に加えて、加入者の掛金拠出を可能とする。
 （拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を超えない範囲で可能とする。）

※拠出限度額については、平成22年1月から、5.1万円
 （他の企業年金あり：2.55万円）へ引上げ。

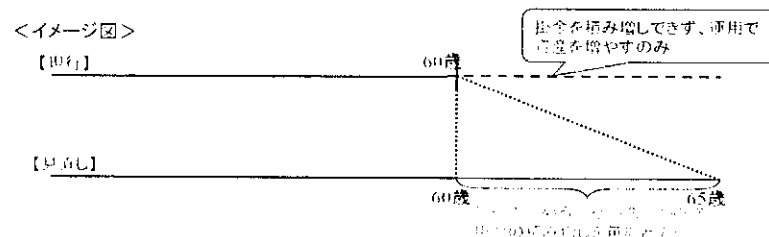


2. 中途引き出し要件の緩和

個人型年金加入者となれる者であっても、実質的に個人型年金加入者となれない者と同等とみなせる者（2年以上掛金拠出せず、資産額が25万円以下の者）について、脱退一時金を支給することを可能とする。

3. 資格喪失年齢の引上げ

現在60歳まで加入資格を認めているところ、規約で定めることにより60歳から65歳までの間の一定年齢まで加入を可能とする。



肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充（所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税等）

内容

身体障害者福祉法施行令等を改正し、身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」を追加することとしており、これらの者が身体障害者手帳の交付を受けることとなった場合等についても、所得税等の税制優遇措置の対象とすることとされた。

政令改正内容

身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害等に「肝臓の機能の障害」を追加

重症の肝臓の機能の障害が永続・固定していると考えられる状態にあり、日常生活活動に著しい制限がある場合について、身体障害者福祉法に基づく身体障害として位置付け、障害者自立支援法に基づく介護給付や自立支援医療の対象に

税制上の特例

税制優遇措置の対象となる身体障害の範囲に「肝臓の機能の障害」を追加

福祉サービス等による支援とともに、障害によって追加的費用等が生じることをしん酌し、その経済的負担を軽減

税制上の特例

- ・所得税や住民税の障害者控除（所得税、住民税）
- ・同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例（所得税）
- ・障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（所得税、法人税、法人住民税） など

※ 各種税制優遇措置については、身体障害者手帳の交付を受けている者等が税法上規定されているため、上記のような拡充を行った場合でも、特段の税法上の措置は不要